

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく

事業登録の手引き

建築物排水管清掃業



平成 29 年 6 月

新潟市保健所

目次

建築物排水管清掃業の登録申請に必要な書類等	1
1. 登録申請書（別記様式第4号）	4
2. 機械器具の概要（別記様式第5号）	5
3. 保管庫に関する図面	6
4. 監督者等名簿（別記様式第6号）	8
5. 従事者研修実施状況（別記様式第7号）	9
6. 作業実施方法等（別記様式第8号）	11

建築物排水管清掃業の登録申請時に必要な書類等

■提出書類

1 登録申請書（別記様式第4号）

2 機械器具の概要（別記様式第5号）

【添付書類】機械器具が貸借の場合^{※1}

- 貸借証明書等の写し

※1 登録を受ける者が貸借する機械器具を長期的・恒常的に占有し、かつ、自由に使用できると認められる場合のみ貸借でも可

3 保管庫に関する図面

- ①「施設所在地の案内図」及び「建物配置図」、「保管庫平面図」
- ②「保管庫詳細図」

4 監督者等名簿（別記様式第6号）

【添付書類】

- 「排水管清掃作業監督者（再）講習会修了証書」又は「建築物環境衛生管理技術者免状」の写し（初回のみ）

5 従事者研修実施状況（別記様式第7号）……裏面参照

【添付書類】従事者研修を自社で行った場合

- 指導に当たった者の資格^{※2}を示す証明書等の写し
- 従事者研修に使用した資料（テキスト）
- 研修実施状況が分かる写真

※2 排水管清掃作業監督者、建築物環境衛生管理技術者、その他研修の科目の内容について十分な知識、技能を有する者

6 作業実施方法等（別記様式第8号）

■申請手数料

35,000円（申請時に現金でお持ちください。）

■登録の流れ



※ 再登録については、登録有効期間終了の1ヶ月前から申請できます。

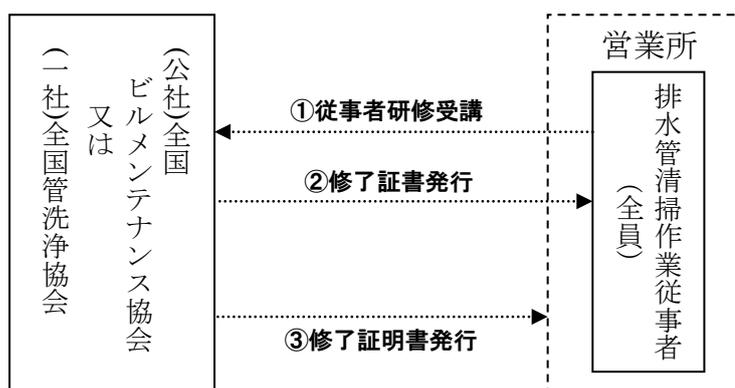
■排水管清掃作業従事者研修について

● 厚生労働大臣が指定する登録団体の研修を受講する場合

「(公社)全国ビルメンテナンス協会」又は「(一社)全国管洗浄協会」が各営業所の従事者に対して講習を行います。

講習終了後には、登録団体から「修了証書」や「修了証明書」が発行されます。

登録申請の際、「従事者研修実施状況（別記様式第7号）」に「修了証書」又は「修了証明書」の原本を添付してください。



● やむを得ず登録団体の研修を受講せず、自社で研修を実施する場合

- ① その年度のみ、「従事者研修実施状況（別記様式第7号）」を別に作成してください。
- ② 研修内容を具体的に記載してください。
- ③ 表下欄（研修実施者欄）に自社の証明印してください。

※ ・従事者全員が1年に1回以上研修を受けることができること。
・研修の内容が、排水管の清掃作業に用いる機械器具の使用法並びに排水管の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
・講義時間は、次ページのカリキュラムを参考にし、全体の講義で7時間以上確保できるように設定すること。また、2年目以降のカリキュラムは、「2年目以降カリキュラム」から取捨選択し、設定してください。

■ 1年目カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
機械器具の種類と使用方法 －点検診断・検査－	点検診断・検査の目的と用語の定義／清掃業務と点検診断・検査／点検診断の対象と項目／点検診断方法と評価基準／検査の項目・方法・評価基準	60分
機械器具の種類と使用方法 －清掃実務－	排水管洗浄の対象範囲と用語の定義／排水管洗浄方法／排水器具・器具排水 管の洗浄方法／高圧洗浄の作業方法／高圧洗浄の原理／高圧洗浄装置／排水 管の清掃 ※必要に応じて実技訓練を行う。	120 分
安全及び衛生	排水管清掃作業における労働安全及び関係法令／衛生管理及び関係法令／ト ラブル事例と対策	60分
建築物の環境衛生行政	排水設備衛生管理の意義と適用範囲／関係法令／排水設備の機能維持項目／ 排水設備の特性と清掃／排水管設備衛生管理業務の概要と清掃周期	60分
作業従事者の責務と任務	作業従事者の自覚／作業上の注意事項／作業マナー	60分
排水設備概論	排水設備設計・維持管理の基本事項／排水不良、管閉塞の原因と特性	60分

■ 2年目以降カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
機械器具の種類と使用方法 －点検診断・検査－	排水管調査の方法と報告書の作成事例／内視鏡最新機器の現状及び使用方法	90分
機械器具の種類と使用方法 －清掃実務－	機械的洗浄方法－高圧洗浄方法、ワイヤ式、圧縮式、ロッド式の使用方法和 注意事項／化学的洗浄方法－アルカリ性洗浄剤、酸性洗浄剤の使用方法和注 意事項／ディスポーザ付マンションと一般マンションの清掃方法と注意事項 ※必要に応じて実技訓練を行う。	150 分
安全及び衛生	排水管清掃作業における労働安全及び関係法令／衛生管理及び関係法令／ト ラブル事例と対策	60分

上記科目は必修、他は以下のカリキュラムから選択する。

建築物の環境衛生行政	排水設備衛生管理の意義と適用範囲／関係法令／排水設備の機能維持項目／ 排水設備の特性と清掃／排水管設備衛生管理業務の概要と清掃周期	60分
作業従事者の責任と任務	作業従事者の自覚／作業上の注意事項／作業マナー	60分
排水設備概論	排水設備設計・維持管理の基本事項／排水不良、管閉塞の原因と特性	60分
排水槽及びグリース 阻集器の清掃方法概論	排水槽及びグリース阻集器の維持管理方法／廃棄物の適正処理／トラブル事 例と対策	60分
業務管理一般論	機械的洗浄方法及び化学的洗浄方法における事前作業及び事後作業の重要性 ／標準作業仕様	60分

■ お問い合わせ先

〒950-0914 新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号

新潟市総合保健医療センター内 3階

新潟市保健所 環境衛生課 環境衛生係

TEL 025-212-8266 FAX 025-246-5673

※ 申請書様式は、ホームページからもダウンロード可能です（PDF、MS-Word形式）。

新潟市役所>健康・医療・福祉>環境衛生>環境衛生の申請書・届出

URL : <http://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kankyoeisei/shinnsei.html>

別記様式第4号（第3条関係）

登 録 申 請 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）新潟市保健所長

申請年月日を記入してください。

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

新潟市〇〇区△△町×丁目×番×号

申請者

氏名（法人にあつては名称並びに代表者の住所及び氏名）

新潟清掃株式会社

代表取締役 新潟 太郎

押印は必要ありません。

新潟市〇〇区□□町×丁目×番×号

電話番号 **025-〇〇〇-××××**

代表者住所も忘れずに記入してください。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

事業の区分	建築物排水管清掃業
営業所の名称	新潟清掃株式会社 新潟事業所
営業所の所在地	新潟県新潟市〇〇区△△通××番地×
営業所の電話番号	025-〇〇〇-××××
営業所の責任者の氏名	新潟 次郎

機械器具の概要

平成〇〇年〇〇月〇〇日現在

名 称	型 式	数 量	購入年月
① 内視鏡 (写真を撮影することができるもの。 ケーブルの長さが15m以上。)	〇〇社製 AC-104-8	〇〇台	昭和 〇〇 年 × × 月
② 高圧洗浄機 高圧ホース 洗浄ノズル	〇〇〇製 EF-121 〇〇〇製 B-24H 〇〇〇製 RE-768	〇〇台 〇〇台 〇〇台	平成 〇〇 年 × × 月 平成 〇〇 年 × × 月 平成 〇〇 年 × × 月
③ ワイヤ式管清掃機	〇〇社製 W-75R	〇〇台	昭和 〇〇 年 × × 月
④ 空圧式管清掃機	〇〇製 WA-PT-8H	〇〇台	昭和 〇〇 年 × × 月
⑤ 排水ポンプ	〇〇製 D-95WF	〇〇台	昭和 〇〇 年 × × 月

数量に基準はありませんが、作業の規模に応じた数を揃えてください。

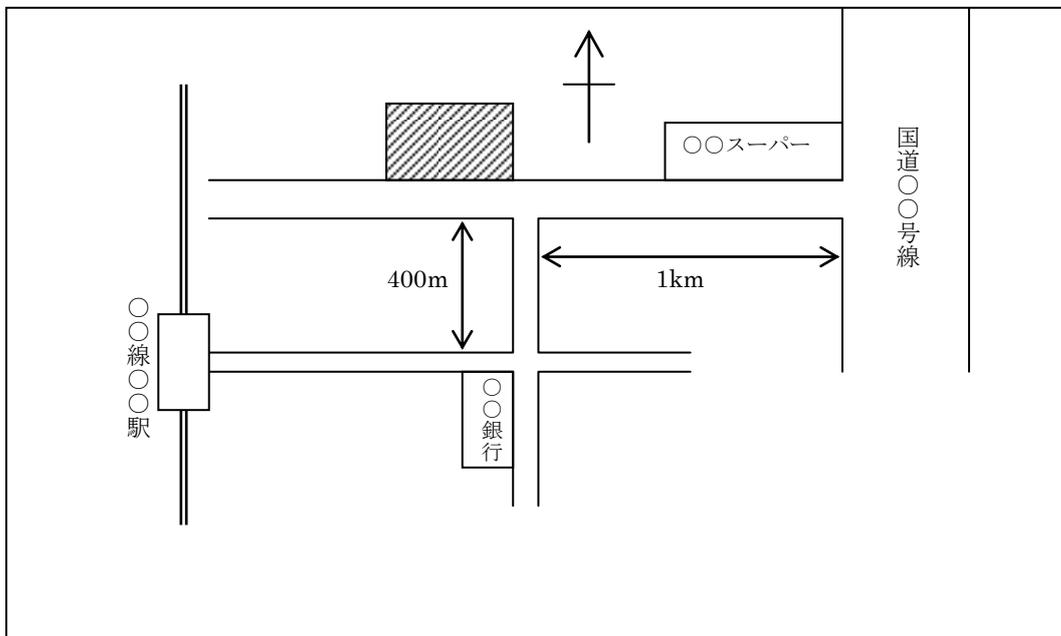
5

ここに挙げた機材は、法令により必ず用意することとされている機材です。

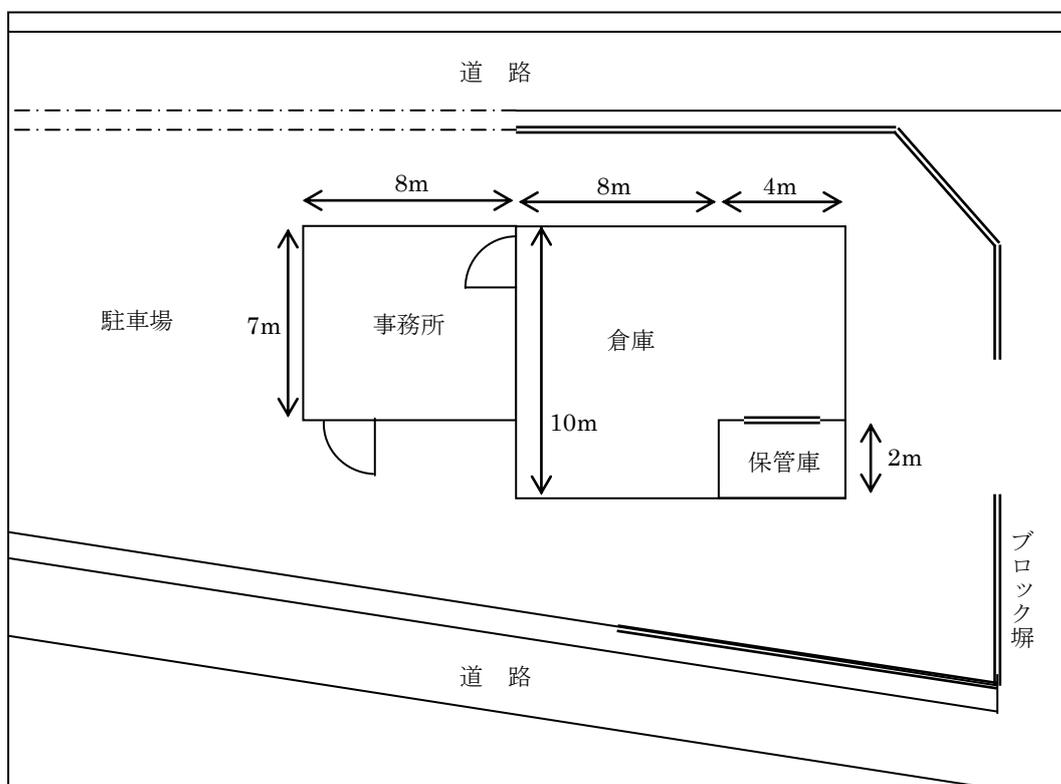
- ・ 機械器具等は各営業所ごとに常備する必要があります。
なお、営業所から離れた場所に機械器具等を格納する倉庫がある場合（他市町村にあるような場合を含む。）でも、それが登録に係る営業所の管轄下にあると認められる場合には、登録の対象となります。
また、機械器具等が作業場に置かれている場合も同様です。
- ・ 機械器具等は、原則として登録を受けようとするものが所有していなければなりません。
ただし、他の者の所有であっても、登録を受けようとする者が長期的、恒常的に占有し、かつ、自由に使用できると認められる場合には、登録の対象とします。その場合は、貸借証明書等の写しを添付してください。
- ・ 同一の営業所で2以上の事業区分にわたって登録を受けようとする場合、同一の機械器具等をもって2以上の事業の登録要件に該当させることはできません。

・保管庫に関する図面

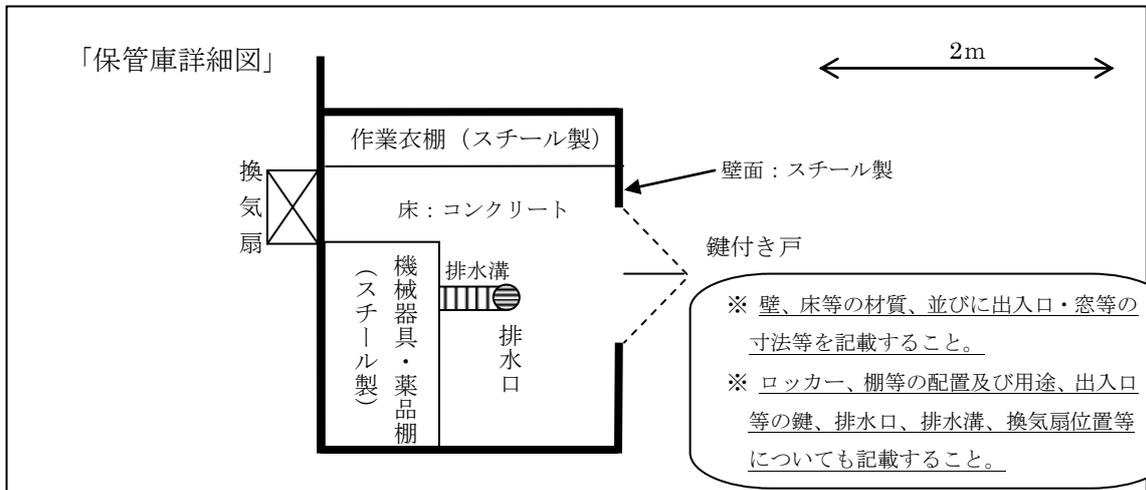
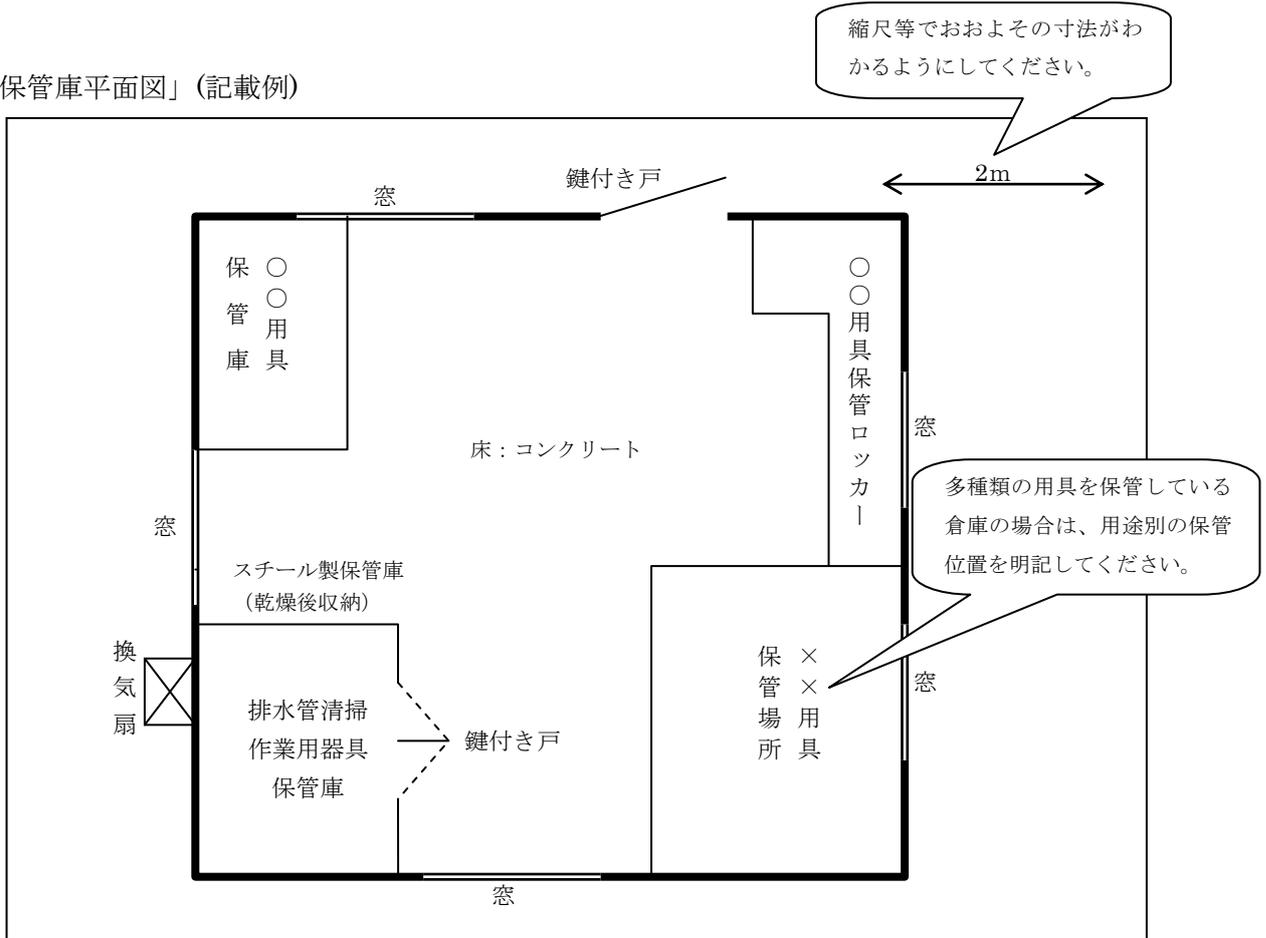
① 「施設所在地の案内図」(記載例) ……住宅明細図を活用するとよい



「建物配置図」(記載例) ……保管庫の位置を明らかにすること



②「保管庫平面図」(記載例)



機械器具を適切に保管することのできる専用の保管庫を有すること。

- ① 機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造であること。
 - ② 機械器具を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること。
 - ③ 機械器具を保管するのに適切な規模であること。
 - ④ 他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫となっているような場合には、排水管清掃作業に用いる機械器具を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。
 - ⑤ 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具を持ち出せないようになっていること。
- ◎ 排水管清掃作業に用いる塩素剤等についても、これに準じて適切に保管すること。

監督者等名簿

初回のみ「建築物環境衛生管理技術者」でも構いません。
 ※ 同じ者で再登録を受ける場合は、貯水槽清掃作業監督者再講習を受けた者でないと登録できません。

〇年〇月〇日現在

監督者等の名称	氏名	業務範囲	経験年数	資格の種別	資格取得年月日
排水管清掃作業監督者	〇〇 〇〇〇	例) 建築物の衛生的環境の維持管理のため排水管清掃作業の監督および従事者研修、指導を行う。	××年 (新規の場合は0年)	建築物環境衛生管理技術者 第 号	平成〇〇年 〇〇月〇〇日
排水管清掃作業監督者	△△ △△	例) 建築物の衛生的環境の維持管理のため排水管清掃作業の監督および従事者研修、指導を行う。	××年 (新規の場合は0年)	排水管清掃作業監督者 再講習修了 排再第 号	平成△△年 △△月△△日

監督者は最低 1 名いれば登録できますが、作業規模や班編成に応じた人数を選任することが望ましいです。

建築物排水管清掃業の登録において、監督者として届出されてからの年数を記入してください。

- ・再講習を受けている場合は直近の講習のみ記載してください。
- ・期限切れの場合は、監督者になれません。

- ・ 直近の「排水管清掃作業監督者（再）講習修了証」の写し、又は「建築物環境衛生管理技術者免状」の写しを添付してください。
- ・ 同一の者が、2以上の営業所又は同一の営業所において2以上の事業区分にわたって監督者等として登録を受けることはできません。
- ・ 事業登録の「監督者等」と特定建築物における「建築物環境衛生管理技術者」を兼務することはできません。

注1 「業務範囲」欄には、監督者等が複数いる場合には、それぞれの業務分担を記入してください。

2 「資格の種別」欄には、〇〇講習会修了と記入してください。

(第1面)
従事者研修実施状況

再登録の場合は過去6年分の研修実績を記載してください(新規登録の場合は過去1年分)。
※ () 内は報告期間を記載してください。

実績 (平成19年10月1日～平成25年9月30日)

6

研修の期日	研修の内容	指導者の氏名及び資格	対象従事者数	参加従事者数
平成19年〇月〇日	<p>例) 排水管清掃作業従事者研修 (〇〇法人〇〇協会)</p> <p>1. 建築物衛生法と関係法令 〇分</p> <p>2. 排水設備概論 〇分</p> <p>3. 点検診断・検査 〇分</p> <p>4. 排水設備の清掃方法 〇分</p> <p>5. 業務管理一般論 〇分</p> <p>6. 安全及び衛生 〇分</p>	<p>厚生労働省登録講師 ×× ×× (〇〇法人〇〇協会)</p>	10名	10名
平成20年〇月〇日	同上	<p>厚生労働省登録講師 △△ △△ (〇〇法人〇〇協会)</p>	10名	10名
平成21年〇月〇日	同上	同上	10名	10名
平成22年〇月〇日	同上	同上	10名	6名
平成23年×月×日	同上	同上	4名	4名
平成23年〇月〇日	同上	同上	10名	10名
平成24年〇月〇日	同上	同上	10名	10名
研修実施者 (団体)	<p>※ 登録団体による研修を受講した場合は、「修了証書」又は「修了証明書」の原本を添付してください。 (複数の登録団体の関係する研修を受講した場合は、それぞれ別の用紙に分けて書いてください。別の書式でも構いません。)</p> <p>※ やむを得ず登録団体による研修を受講できなかった年度があれば、その年度のみ、別の用紙に作成し、自社の証明印を押してください。</p>			

作業に従事する者全員が必ず1年に1回以上受講してください。なお、作業に従事する者全員を一度に研修することが困難な場合は、数回に分けて行う。

・登録団体が行う従事者研修を受けた場合は、講師の氏名等を記載してください。
・登録団体による研修を受講できなかった年度があれば、その年度のみ別に作成し、講師の資格を記載してください。

今後1年分の研修予定を記載
してください。

(第2面)

実施計画 (平成25年10月1日～平成26年9月30日)

研修の期日	研修の内容	指導者の氏名及び資格	対象従事者数
平成25年〇月(予定)	例) 排水管清掃作業従事者研修(〇〇法人〇〇協会) 1. 建築物衛生法と関係法令 〇分 2. 排水設備概論 〇分 3. 点検診断・検査 〇分 4. 排水設備の清掃方法 〇分 5. 業務管理一般論 〇分 6. 安全及び衛生 〇分	厚生労働省登録講師 △△ △△ (〇〇法人〇〇協会)	10名

（第1面）

作業実施方法等

平成〇〇年〇〇月〇〇日現在

	作業班	監督者等の氏名	使用する機械器具
作業班編成	〇〇ビル班 （監督者1名、従事者4名）	〇〇 〇〇〇 （建築物環境衛生管理技術者）	内視鏡、高圧洗浄機、高圧ホース、洗浄ノズル、ワイヤ式管清掃機、空圧式管清掃機、排水ポンプ
	××ビル班 （監督者1名、従事者6名）	△△ △△ （排水管清掃作業監督者）	内視鏡、高圧洗浄機、高圧ホース、洗浄ノズル、ワイヤ式管清掃機、空圧式管清掃機、排水ポンプ
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: 30%;"> 全員が1年に1回以上従事者研修を受講している必要があります。 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: 30%;"> 班が複数ある場合は、班ごとに排水管清掃作業監督者又は建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者（初回のみ可）を選任してください。 </div> </div>		
作業手順	別紙の事項に留意して作成してください。		

業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

排水管清掃作業及び排水管清掃作業に用いる機械器具等の維持管理は、原則として自ら実施するものですが、他の者に委託する場合は、

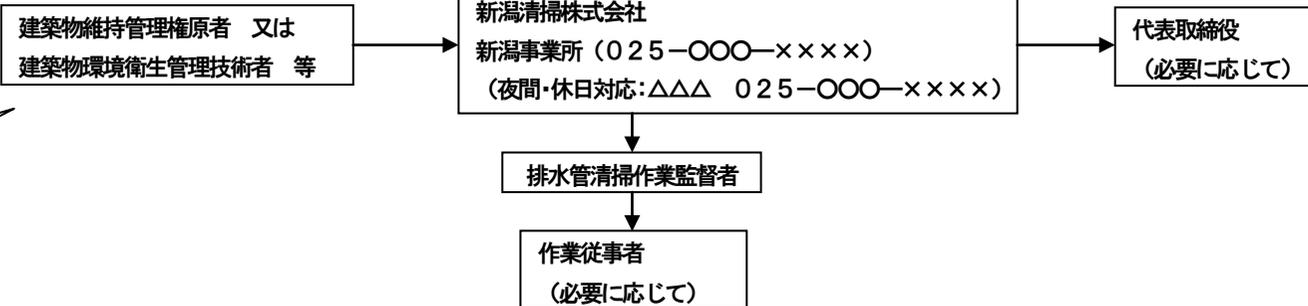
- ① あらかじめ、受託者の氏名(法人にあっては、名称)、委託する業務の範囲及び委託期間について建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するものに通知する。
- ② 受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が作業手順の①から⑤までに掲げる要件を満たしていることを常時把握する。

①、②について、各社の状況に応じた内容を具体的に記載してください。

苦情及び緊急の連絡に対する体制

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの排水管清掃作業及び排水管清掃作業に用いる機械器具等の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、24時間迅速に対応できる体制を整備しておく。

例



フロー等を用いて具体的に記載してください。

○ 作業手順書について

作業手順について、1)～4)の事項を具体的に記載してください。①～⑤の要件は、法令等により、手順書に盛り込むこととされている内容です。これ以外にも、独自の方法がありましたら、記載してください。

1) 作業工程(排水管清掃の効果の確認方法に関する事項を含む。)

- ① 排水管の清掃は、排水管の管径、長さ及び材質並びに排水の種類に応じ、適切な方法により行う。
- ② 排水管の清掃の前後における排水管内部の閉塞の状況を内視鏡により点検し、清掃の効果を確認する。
- ③ 敷地内のマンホールを開放して作業を行う場合は、安全標識を使用する等、十分な安全対策を講ずる。
- ④ 排水管の清掃終了後、掃除口周辺の清掃を行い、排水管の継ぎ目等から漏水がないこと、トラップの封水が適切に保たれていること等を確認する。

2) 機械器具等の点検の方法

- ⑤ 排水管の清掃作業を行うための機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行う。

3) 保管庫の管理責任者の氏名

4) 作業報告作成の手順

※記載例

排水管清掃作業手順等

1 排水管清掃作業計画

排水管清掃作業の計画にあたっては、当該建築物の用途、使用状況、清掃区域の面積等を十分調査し、ビル所有者、建築物環境衛生管理技術者等（以下、「所有者等」という）と作業計画について綿密な打合せを行い、作業基準及び作業工程（機械器具、従事者数及び実施の日時、回数）を設定し、清掃作業計画表を作成する。

2 排水管清掃作業の実施

排水管清掃作業は、清掃作業計画に基づいて作業の安全、従事者の健康管理等を配慮し、次の点に留意し、的確に実施する。

- (1) 排水管の清掃は、排水管の管径、長さ及び材質並びに排水の種類に応じ、適切な方法により行う。
- (2) 排水管の清掃の前後における排水管内部の閉塞の状況を内視鏡により点検し、清掃の効果を確認する。
- (3) 敷地内のマンホールを開放して作業を行う場合は、安全標識を使用する等、十分な安全対策を講ずる。
- (4) 排水管の清掃終了後、掃除口周辺の清掃を行い、排水管の継ぎ目等から漏水がないこと、トラップの排水が適切に保たれていること等を確認する。

3 作業結果の報告等

- (1) 作業実施の結果は、実施の日時、場所、作業内容、回数、従事者名等を報告書にまとめ所有者等に報告する。
- (2) 報告書の控は排水管清掃作業監督者 ○○ ○○○ が保管し、その保存期間は5年とする。

氏名も記載してください。

4 排水管清掃用機械器具等の保管、点検、記録

- (1) 排水管の清掃作業を行うための機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行う。
- (2) 排水管の清掃に用いる機械器具等の保管庫については、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行う。また、保管庫の鍵の管理責任者は排水管清掃作業監督者 ○○ ○○○ が行う。
- (3) 排水管の清掃機械器具、保管庫並びにその他の設備の点検、設備について実施年月日、点検整備の結果、実施者名等を記録し、5年間保管する。

5 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

(1) 業務を委託する際の手順

- ① あらかじめ次の事項を建築物維持管理権原者に通知する。
 - ア 受託者の氏名（法人にあつては名称）、住所
 - イ 業務の範囲
 - ウ 委託する期間
- ② 委託にともなう相互の責任分担を明確にしておく。

(2) 業務の実施状況の把握方法

- ① 受託者から業務の実施状況について報告を受ける等により、清掃作業及び清掃機械器具等の維持管理の方法が（厚生労働省告示第117号）に適合していることを把握する。
- ② 報告を受けた実施状況について記録保管する。

6 苦情及び緊急の連絡に対する体制

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの苦情及び緊急の連絡に迅速に対応できるように、次の事項を策定する。

- (1) 迅速かつ的確に対応できるような行動計画
- (2) 24時間対応できるような行動計画